

令和6年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和6年12月5日（木曜日）

○日時 令和6年12月5日 午前10時04分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第8号 網走市宿泊税条例制定について
3. 議案第11号 公の施設の区域外設置及び利用に関する協議について
4. 報告第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
5. 請願第16号 アプトフォー活性化のために、フリースペースの設置を求める請願
6. 「核兵器禁止条約締結国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書提出要請
7. 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書提出要請
8. 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出要請

○出席委員（8名）

委員長	井戸達也
委員	石垣直樹
	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司
	山田庫司郎

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（1名） 古田純也

○傍聴議員（6名）

栗田政男
里見哲也
永本浩子
古都宣裕

村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
財政課長	小西正敏
税務課長	稲垣一寿
農林課長	古田孝仁
農林水産部参事	江口優一
観光課長	井上博登
商工労働課長	中村幸平
観光商工部参事	野口公希
観光商工部参事	田端光雄
建築課長	小原功
営業経営課長	佐々木修司
上水道課長	木村篤史
選挙管理委員会事務局長	高井秀利
選挙管理委員会事務局参事	阿部昌和

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係長	和田亮
総務議事係	山口諒

午前10時04分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案3件、報告1件、請願1件、要請3件について審査をいたします。

本日の進行については、まず、企画総務部、農林水産部、建設港湾部、水道部、選挙管理委員会関係分の議案を、理事者を入れ替えしながら審査をいたします。議案の審査が終わりましたら、請願、要請の審査を行います。

それでは、議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、一般管理費、庁用車両購入費及び財政調整基金費、財政調整基金積立金について繰越明許費補正も関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料4ページを御覧願います。

令和6年度一般会計補正予算中、庁用車両購入費及び財政調整基金積立金の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございます①の庁用車両購入費では、新庁舎の完成を記念し、公用車購入費用として受領した寄附金を活用し、公用車3台を購入するものです。

なお、購入に当たっては、寄附金、国の補助金及び交付税措置のある起債を活用いたします。

②の財政調整基金積立金では、寄附金の残額を基金に積み立て、今年度の起債償還財源といたします。

2の補正額、(1)歳出予算、①庁用車両購入費は1,820万円で、財源は、国庫補助金140万円、寄附金610万円、市債860万円、一般財源210万円でございます。②財政調整基金積立金は640万円の追加で、財源は寄附金でございます。

(2)歳入予算は、国庫補助金140万円、寄附金1,250万円、市債860万円となっております。

3、繰越明許費の内訳は、年度内の事業の完了が見込めないことから、事業費全額を翌年度に繰越しするものです。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○深津晴江委員 それでは、質問させていただきます。

まず、1,820万で3台ということは、1台単純に600万かなと思いますと、結構高価な車だなというふうに考えますが、その車種とかその車の仕様について伺います。

○小西正敏財政課長 3台の車種でございますが、市長公用車、共用車両につきまして1台でございますが、こちらはミニバンタイプの車両ですね。一応トヨタのアルファードを想定しております。残り共用車両2台でございますが、こちらにつきましては、電気自動車、日産のリーフ、こちらが1台。もう1台につきましては、トヨタのプリウスで、プラグインハイブリッド車ということを予定しております。

金額につきましては、まず、市長公用車のほうが710万円、電気自動車、日産リーフのほうが670万円、プリウスにつきましては440万円、合計1,820万円となっております。

その中でですね、日産のリーフ、こちら、電気自動車につきましては、外部の給電装置というものがございまして、災害時に活用して外に給電ができる装置がございます。こちらのほうの金額70万円も含めました金額となっております。

○深津晴江委員 どのようなものを購入されるかということについては理解いたしました。

これ、寄附を頂いてということなのですが、この寄附の、一部新聞発表もあったかと思うのですが、相手先などをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○小西正敏財政課長 寄附につきましてはですね、法人が1社ですね。あと、個人として寄附された方が1名で、団体が1団体という3つでございます。

具体的な名称でいきますと、網走建設クラブさん、こちらが450万円、個人で松木様とおっしゃる方が300万円、早水組様で500万円となっております。

○深津晴江委員 新庁舎完成に絡んでの寄附を頂いたということは、それはそれでありがたいことだなというふうには思いますが、別にこれ自体を反対するものではないんですが、そこで車を購入しようといったところの、何ていうんでしょう、経緯というのがありましたら教えてください。もともと車を購入するための寄附ってところだったんでしょうか。

○小西正敏財政課長 当該寄附につきましては、電気自動車を購入していただきたいということで、具体的な車種も指定して建設クラブさんのほうですね、リーフを購入していただきたいということで御指定いただきました。ということで、まず、そちらを購入するという形です。

あと、個人の寄附につきましても、電気自動車を御購入いただきたいということで、こちらを活用させていただくということで、こちら電気自動車という縛りはございませんでしたので、電気自動車以外の市長公用車のほうに充てさせていただくということでございます。

○深津晴江委員 指定されて寄附を頂くということもありかなってところはちょっとと思いますが、わかりました。

公用車については、どこの部とか課とか、今のよ

うに共用で使うということで、今何か入れ替えるという考えなのでしょうか。追加するという考えなのでしょうか。

○小西正敏財政課長 こちらの車両につきましてはですね、既存車両の更新ということで3台入れ替えさせていただくということでございます。

共用ということでございますが、新庁舎移転後に車両が入ってまいりますので、こちらのほう新庁舎の駐車場に置かせていただいておりますね、各部署、市長公用車はお客様の送迎など未使用時に活用させていただくということと、共用車両につきましては、職員の共用として各自予約しながら使っていくということを想定しております。

○深津晴江委員 使い方については、理解いたしました。

それですね、更新ということでしたら、今までの車はどのように処理されるのか、教えてください。

○小西正敏財政課長 まず、市長公用車のほうなのですが、もう活用できないということで、すでに廃車済みでございます。残りににつきましては、プリウスが計2台ございますけれども、こちらは耐用年数が過ぎて走行距離もかさんで調子のほうもなかなかよくないものですから、こちらは購入時に引き去りというかですね、そういったことで更新していくということになります。

○深津晴江委員 すみません。後半の部分をもう一度お願いします。

○小西正敏財政課長 失礼いたしました。

残りの2台につきましては、車両購入時に更新ということで、引き去りということで持っていただくということで、想定しております。

購入車両の見積りというか、入札の際にですね、そこを条件にして既存車両のということも入れますので、そこが見積価格に反映されてくるということを想定しております。

○深津晴江委員 それでは、一部下取り金額、私たちが車を買うときに古い車をやると値引き額とか出てくるんですが、そういうイメージでよろしいでしょうか。

○小西正敏財政課長 見積価格にそういうのを含めて入れていただくということで、委員お見込みのとおりでございます。

○深津晴江委員 わかりました。市長公用車が廃車になっていたというのは、私も存じていなくて、市

長さん困っていたんじゃないかなというふうには思いますが、ぜひ有効活用していただければなというふうには思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 おおよそ深津委員が質問していただいたんですが、市長の公用車は、何年乗って何キロぐらい走ったんでしょう。

○小西正敏財政課長 既存車両につきましては、平成21年車なので、16年経過でございます。走行距離は約15万キロでございます。

○松浦敏司委員 エンジンが壊れたということですが、ちゃんと整備していたのでしょうかね、定期点検を。あまり最近の車、15万キロぐらいでは壊れないはずなのですよ。それで、エンジンが傷むということは、よほど乗り方が乱暴だったか、あるいはちゃんと定期的にオイル点検、オイル交換などをしていなかったのかというふうに疑わざるを得ない。あと、あり得ると言ったら、エンジンそのものに欠陥があったのかなと思ってしまうんですが、その辺はしっかりやってきた結果、エンジンが壊れたということでしょうか。

○小西正敏財政課長 当然、法定点検でオイル交換等、整備については行ってきたということでございます。その中で、どうしてもエンジンがということで、整備工場にも見てもらって、エンジンを乗せ替えたところ、他のところに不備が出るというところで、全部影響してしまうというお話も頂きましたので、やむを得ず廃車になったと聞いております。

○松浦敏司委員 一定程度、理解はします。

ただ、ちょっと気になるのは、いわゆる新庁舎ができる、完成を記念するというふうになると、誤解を受ける。つまり、そこはわざわざ言わなくてもいいというふうに、私は思うんです。更新時期が来た、故障が起きて使えなくなったということから、入れ替えるのだというふうにしたほうが、素直に受け止められるというふうに思います。

それで、もう1つ、共用車の関係。いわゆる下取りという形を取ったということなのですが、これも2台入れ替えるということなのでしょうけれども、これも老朽化ということで入れ替えるのかなと思うんですが、これについてはどのぐらい、何年乗って何キロぐらい走っている車なのか伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 まず初めのお話ですが、新庁舎の開設を記念するということなのですが、こ

れは、寄附者が新庁舎が完成しましたので、それを記念して、寄附をしたいという申出があったことをお話ししているだけで、私どもとして、開設を記念して買うわけではありませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

○小西正敏財政課長 残りの2台のことをごさいますけれども、どちらも平成22年車なので15年経過ということでございます。どちらの車両も13万キロと17万キロ程度乗っているという車両でございます。

○松浦敏司委員 それは2台ともおおそ13万キロ走っていると。2台とも平成29年に初年度登録の車だということによろしいですか。

○小西正敏財政課長 29年度ではなく、平成22年度でございます。

○井戸達也委員長 マイクをなるべく近づけて。

○小西正敏財政課長 平成22年度の車両なので、15年経過している車両でございます。

○松浦敏司委員 下取価格というのは、さっき込みでというふうになっていましたけれども、下取価格というのは、大体これぐらい乗ればそんなに高額ではない、程度によって5万とか中には10万ぐらいとかっていうのは、多分書いているんだと思うんですけども、その辺はどんなふうな金額になっているかはわからないんでしょうか。

○小西正敏財政課長 下取りについては、恐らくほとんど価格として出てこないということを想定しています。

○松浦敏司委員 金額が出てこないということですが、他の委員も言っていましたけれども、プリウスあたりは結構高い値段で下取りがあるということなのですけれども、それにプリウスも下取りに出しているのでしょうか。

○小西正敏財政課長 当該車両の発注時に、その車両の引き去りということでございますので、そこは、ディーラーさんがその価値があると見込まれましたら、その分も想定した、引き去り分を差し引いた部分で入札を入れてくると思います。

○松浦敏司委員 いずれにしても高い、結構高い車両なので、取りあえずは理解をするところですが、大事に乗っていただきたいのと、やはり庁舎建設で相当予算がオーバーしていますので、そういう意味では、節約するところは節約するというふうにしていかないと、市民の理解は得られないんだらうなというふうに思うので、その辺はしっかりやってほしいというふうに思います。

取りあえず、これについてはわかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 皆さんから大体出尽くしたかなというふうには思っていますが、網走市もゼロカーボン宣言をしたという経過も含めてですが、今回聞きますと、電気自動車が1台ということによろしいんですね。2台になるんだ。できれば全て、やっぱりこれからの未来の車ということを含めて、価格がどうなるか、一つ問題が出てくるかもしれませんが、3台とも電気自動車というような方向も持つべきかとは思いますが、その辺どうなのでしょう。

○小西正敏財政課長 現在、市として、電気自動車の購入に関しては具体的な台数の目標というのは持ち合わせておりませんが、今後の車両台数につきましては、新庁舎移転に伴い共同利用を開始してまいりますので、まず全体的な台数の削減を行っていくということを考えております。

その上で、生じてくる車両更新につきましては、基本的にはハイブリッド以上というか、そういったものも含めました、電気自動車も含めました更新を考えていきたいところではございますけれども、まずは冬季間の利用ですね、四駆設定とかバッテリーのもちとか、そういったところも見たいところがございますので、まず共同利用の、冬季の使用状況を特に注視しながら、今後の更新を検討していきたいと考えております。

○山田庫司郎委員 現状はわかりました。今回の一般質問できつとまた触れることも、誰かの部分であるかもしれませんが、ゼロカーボン宣言をしている経過も含めて。具体的ないろいろな部分については、目標値を持っていかなければ駄目だというふうに思っている部分もあるんでね。車の関係は今ないという御答弁ありましたけれども、その辺も、公用車については何年に何台はこういうふうにしていくんだと、やっぱり方向性も持たなければならないだろうと思うので、ぜひゼロカーボンに向けて、温暖化は本当に待ったなしですから、ひとつよろしく願いたい。

それと、細かいことで申し訳ありません。松浦委員も言っていましたけれども、下取りとその見積りの、いわゆる相殺という言い方がいいのかですが、本来は下取りした金額は収入として得て、払うものは払うというのが一番見やすいんだとは思いますが、その辺はどうなのでしょう、財政上。

○小西正敏財政課長 委員おっしゃる考え方、歳入、

歳出というところも理解できるところではございますけれども、車両購入時に既存車両の廃車も併せてというのは、今までも行ってきたところでございます。なので、そこは入札価格に反映されるということで、財政上は問題ないと考えております。

○山田庫司郎委員 恒例だという言い方は一つありますけれども、切り替えるんだったら切り替えるべきかと。こんなことも含めてですが、全てのものに、備品についてそういうふうに私は思っていないけれども、やっぱり車もある程度高額なものになる場合は、その辺のことも考慮するという必要かなと、こんなふうに。みんなが見やすいですから。収入は収入として入りますし、出すものは出すということで。相殺という表現がいいかですが、その見積りを取ったときに下取価格が何ぼ、そこで整理しちゃうというのも方法としてはあるのかもしれませんが、財政上はやっぱり明確にするべきだというふうにちょっと私は思うので、一つ要望としてお話ししておきます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、消防費、消防組合負担金について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料8ページを御覧ください。

令和6年度一般会計補正予算中、消防組合負担金補正予算につきまして御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。

まず、歳出の要因でございますが、物件費では、落雷による第2分団詰所機器補修などで929万4,000円の追加。施設費では、消防本部庁舎建設に係る基本設計などで4,724万3,000円の追加。議会費では、旅費で23万4,000円の減となり、合計5,630万3,000円の追加となるものでございます。

続きまして、歳入の要因でございますが、前年度繰越金として1,636万1,000円の追加。消防本部庁舎建設に係る組合債として3,060万円の追加。手数料として31万2,000円の追加となり、合計4,727万3,000円の追加となるものであり、歳入歳出の差引き903万円を追加するものでございます。

2の補正額でございますが、一般財源で903万円を追加し、補正後の額を6億9,205万3,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で、質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第8号網走市宿泊税条例制定について説明を求めます。

○稲垣一寿税務課長 議案資料26ページ、資料6号を御覧願います。

議案第8号網走市宿泊税条例制定について御説明申し上げます。

1、趣旨でございますが、持続的な観光振興を図るため、新たな財源確保を目的に、宿泊税に関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。

2、内容でございますが、第1条では課税の根拠について、第2条では用語の定義について、第3条から第19条までは事務手続きにつきまして、それぞれ、課税客体及び納税義務者、課税免除、税率、徴収方法、特別徴収義務者、申告納入の手続、特別徴収義務者の登録、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除、更生及び決定の不足金額等の納入、帳簿の記載義務、電磁的記録の保存、電子計算機出力マイクロフィルムの保存、電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムに対する条例の適用、賦課徴収の関係法令及び網走市税条例の規定の適用、現行犯事件に対応する間接地方税の指定、夜間執行に対応する地方税の指定、減免などに関する事項を規定しております。第20条では宿泊税の用途について、第21条では違反行為の罰則について、第22条では規則への委任について、それぞれ定めようとするものでございます。

3、施行期日等でございますが、第1条は、条例が可決した後に総務大臣の同意を得る必要があるため、あらかじめ施行期日を定めることができないため、規則に委任するものでございます。第2条は、施行の日の宿泊からの条例の適用について、第3条、第4条は、既存の事業者に対する経過措置について、第5条、第6条は、北海道の宿泊税の徴収委任の場

の方が有益になるように活用のほうを進めていけたらというふうに考えております。

○松浦敏司委員 7,000万を有意義に使うというのは、それはそれで、税を頂く側はそうかもしれないんですけども、負担する側からすると、やっぱり負担になるわけですから、やっぱり決して喜ばれるものではないというふうに思います。入湯税も以前からある、それはそういうものだというような思いでいるからそうなるのかもしれませんが、新たな負担ということで、宿泊税というのはやはり相当無理があると。

最初に宿泊税を導入したのは東京だったと思いますが、この制度そのものが、税そのものが最近始まったばかりのものなのですよ。大都市なんかを中心に、あるいは観光地なんかでは導入をされつつありますが、まだまだ始まったばかりというのが現状だと思うのです。そういう意味では、私は、北海道に合わせて無理やり、この小さな網走で観光客がやっと少しコロナ前に近づいてきているというふうに、宿泊客も増えてきているという状況の中で、この宿泊税を頂くということについては、私は同意できません。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 反対の立場の発言がちょっとあったんですけども。

宿泊税です。この趣旨については、観光振興を含めて、その財源については約7,000万という先ほどお話がありましたけれども、そういうものに向けていくということで、もちろん使われるわけですが、道がやったから市もやるということではもちろんないとは思いますが、一つ、道がやることによって、きっかけができたのは確かだと思います。そういう意味で、観光客に負荷をかけるっていうのは、まあ、あまりいいことではないかもしれませんが、泊まっていただくことによって、お金を頂いてですね、網走市の観光や宿泊に対して、いろいろな形でやっぱりサービスの向上を図るということにつなげていくということになると思いますから。

具体的にどういうことをするかというのは、これから議論になると思いますけれども、金額が幾らがいいのかということは一つあるにしても、私は、方向性としては、この宿泊税については、致し方ないという表現はしたくありませんが、逆に言うとも道もやるんですから、ぜひ市もやってですね、観光に力

を入れるという方向性は持つべきかなと、こんなふうに私は思っています。

それで、何点かちょっと聞きたいのは、この施行、要するに実施をするのはいつからなのか。規則に定めるとかってここにうたっているのですが、1年3か月を超えない以内に施行日を決めるということなのか。その辺なのですが、網走市としては道と一緒に実施したいという考え方でいるのか、その実施日についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○稲垣一寿税務課長 施行期日が決まっていないということでございますが、委員おっしゃられたように、網走市としては、北海道と同時期の令和8年4月を目指して進めているところでございます。今回、この定例会で条例案を可決していただければ、その後、総務省との同意の協議に入りまして、令和7年度中には遅くとも条例が施行できるというか、施行する必要があるということで、今この12月から1、2、3月で令和6年度が終わりまして、その後1年間、令和7年度をもって、それで最大限ここまでということで、1年3か月以内という表現をさせていただいているところでございます。

○山田庫司郎委員 関係機関とは十分協議をした上です。今、議会に上程といいますか、提案されているのだというふうにももちろん思いますから、関係団体のほうは承諾を得ているということだというふうに基本的に認識をしています。

それで、今説明あったように、令和8年に実施の方向ということで、1年3か月を超えない中で施行していくということになるんだと思いますから、今回のこの議会で、ストレートに聞きますけれども、もし上げるという表現がどうか、今回、議決しなければ日程的には非常にきつい状況というのはあるんですか。そこ、ちょっとお聞かせいただきたい。

○稲垣一寿税務課長 現在、北海道のほうも同じように定例会に提出しておりまして、なぜこのタイミングで提出しているかということでございます。

まず、先ほど申し上げたように、議会で条例案可決していただいた後に、総務省協議が必要になりまして、これにつきましておよそ3か月程度と言われております。国のほうからは、新たな税の開始ということなので、周知広報期間を1年程度持つのが望ましいというようなお話が出ておりますので、それで、令和7年度当初から周知広報に入れるように、このタイミングで議会に上程させていただいたとこ

ろでございます。なので、先ほどおっしゃられたように、これがまた次になれば、市民の方、宿泊者の方、事業者の方に対する周知広報の期間が短くなってしまうということで、スケジュール的にはかなり厳しくなるのはありますが、その場合は、改めてどういった方法がいいか協議、検討させていただきたいと考えております。

○山田庫司郎委員 いずれにしても、道に先駆けて、倶知安町辺りでしたっけ、先に実施をしているところは確かにありますけれども、道議会もまだ、最終的には決まるんだろうというふうには思いますが、まだすったもんだしている状況が道議会の中でもありますから、どういうふうになるかということは見極めなければならないことも一つあるにしても、今説明あったように、網走市としては実施をしていきたいと。そうすると、この12月議会で議決をしなければならないのか、年度内に議決をすればなんとか間に合うのかも含めて、もう少し議論が必要なのかどうか含めてね、ありますけれども。

それで、合宿の話が先ほど出ていました。私もぜひ合宿については、社会人と大学生を分けるというのがどうかというのが一つあるんですが、網走市はやはりスポーツ合宿に物すごく力を入れてきましたし、その後、文化的な、芸術的な合宿にも力を入れてきた経過がありますので、この合宿の対象は、やはり私は外すべきかというふうにちょっと思うのですが、この辺はどうなのでしょうかね。

○井上博登観光課長 合宿の減免というところに関しましては、検討委員会の中でも議論に挙がりまして、そこでもそういった委員と同じような御意見も頂いたところではあるんですけれども、北海道も含めてですね、そこは一般の形で徴収を北海道もされるという中で、我々としても使途の部分で、そこは活用していこうというような意見のほうでまとまったところでございますので、そのような形で進めていきたいと考えております。

○山田庫司郎委員 道がという話ありますけれども、やはり網走市のカラーを出してもいいんじゃないですか。合宿にはやっぱり今まで本当に力を入れてきたと私は思っていますし、今、合宿する団体も含めて減ってきていますから、スポーツ課を含めてまた力を入れているんだろうと私は思いますから、そういうバックアップをするという意味でも、この宿泊税については、合宿については、うちらは取りませんと。これぐらいのことを明言していてもいいん

じゃないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○井上博登観光課長 ちょっと私のところで明言というのはちょっとできませんけれども、まずは使途の部分で有効活用していきたいというふうには考えておりますので、最終的には、この条例も5年ごとにですね、現況課題とかも見直すというような形で進めていくものとしておりますので、まずはそういった形で進めていきたいというふうには考えております。

○伊倉直樹観光商工部長 合宿に関しての減免のお話が出ております。委員からもお話がありましたように、学生の合宿と社会人の合宿というのは、それぞれ違う要素があるというふうに思っています。

それで、検討委員会を3回ほど開催する中で、合宿の減免というのも議論の中には、俎上には上がったんですけれども、まず一つあるのは、北海道が今進めている減免の対象には、合宿というのは対象外ということで聞いています。これがどうなるかはわかりませんが、そういった部分でいくと、取扱いをする宿泊事業者の取扱いも、市は取らない、道は取るというときの、例えば混乱があるというのも、1つの懸念材料として挙げられまして、そこは統一していただきたいという話もありました。

それで、あとは決め方として、ほかの町もそうですが、参考にしたのは、学校教育法に基づく学校行事というのが減免の1つの基準ということで考えまして、そこは検討委員会の中でも、皆さんの総意としてそういう結論に至ったというところで、今回につきましては、合宿については、免除にはしないということにしました。

ただ今後、スポーツ合宿というのは、網走市としても非常に推進している事業の1つでございますので、例えば今回の宿泊税に関しては免除対象としない一方で、例えば違う施策の部分で何か手当てができるのかというのは、ちょっと今後検討材料としては考えていきたいということでございます。

以上でございます。

○山田庫司郎委員 逆に、道が実施するので足かせになっているのかもしれない。自治体がやりたいことがやれなくなっているんですよ。道議会でも議論になるのかもしれない。道は道で取るのはいいいんですけれども、今説明あったように、逆に言うと足かせになっているのだろう、これね。いろいろと大きな問題だと僕は思いますけれども。

ただ、今部長から言ったように、違う形での対応、対策というのもまた可能かもしれませんし、大学生、それから一般人、それと例えば網走マラソンで泊まる人をどうするかとか、いろいろなことに議論が広がっていくのがいいかどうかともまた出てきますから、非常に難しいんだと思います。5年に1回見直しもきくからというから、それはそうですけれども、やっぱり最初、スタートが大事ですから、しっかり議論していかなければ私はならないのかなとちょっと思いますので、自分が言うのも変ですが、皆さんからまた意見を聞きながら、もう少し議論させていただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ただいま松浦委員から反対と、そして山田委員からは賛成ということでよろしいですかね。

○山田庫司郎委員 いや、賛成の方向で議論していきます。ただ、中身によってはわかりません。

○井戸達也委員長 ほかに委員から御意見ございませんか。

○立崎聡一委員 宿泊税なのですけれども、早速東京に行ったときにも、私も取られてきました。実際、観光で、観光を産業としてやっぱりメインとしてやっている町としては、やっぱりこれは一定の必要性があるんだろうなというふうに理解はしております。

先ほど来ありましたとおり、大学生の合宿ですよ。その部分なのですけれども、部長がおっしゃられたようなこともあるんだろうなというふうに思います。そして、これは僕の個人的な考えなのですが、確かに大学生になって合宿まで来るということを考えますと、もちろん大変状況は厳しい中でも、来るのは来てやっていただけるんだというふうには思います。そんな中で、できればないにこしたことはないんだろうなというふうには思うのですが、やはりいろいろなことを考えていくと、必要なものはやっぱり集めなければならぬんだというふうに思います。そこは考え方なのでしょうけれども、北海道がやるのがきっかけなのかもしれないですけれども、なかなか取りづらい部分という、集めづらい部分というのもあると思います、同時に始めるというのは。

ただ、これを逃すとまたということもあるのかなというふうに僕は考えますので、ここはいろいろなことを考えながら、そして5年ごとに見直すというのものもあるのですが、そこも含めまして、やはり賛成という、ある程度仕方がないのかなというふ

うにと思いますが、賛成という立場で意見を述べさせていただきたいなというふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかの委員から御発言ございませんか。

発言されていない方もよろしければ発言いただきたいんですけれども。委員会を取りまとめるに当たって、1名が明確な反対の意思を表明しているということで、ほか、賛成であれば大方ということで取りまとめたいと思いますけれども。

○石垣直樹委員 反対の委員が1人おられて、山田委員から皆様の御意見を聞きたいということで、私の考えを述べさせていただきますが、200円の根拠は何なのか。基本的には賛成なのですけれども、本来であれば、持続的な観光業を進めるために、網走市にはさらなる財源がこれだけ必要だということがあって、その上で35万人で考えていくと、これだけの費用が必要なので200円に設定したという説明になるかと思うんですけれども、もしこれから持続的な観光をするために、こういうものをしたいからという部分が抜けていて200円を算出したのか、それとも何か考えがあって200円を算出したのか、お聞かせください。

○井上博登観光課長 まず、網走の課題といたしましては、二次交通の部分でしたり、閑散期対策、人手不足、そういったものを解決することが重要であるというふうに考えておまして、そういったところの部分で事業の拡充ですとか、新たな事業を推し進めていくというところで今回、宿泊税を導入することといたしました。

金額につきましては、やはりですね、そのバランス的な部分は当然考慮させていただきましたので、北海道の金額ももちろんそうですし、周辺市町村の導入に向けた状況等も参考にさせていただきながら、一定の規模感としては200円が妥当ではないかというところで推し進めてきたところでございます。

○石垣直樹委員 よくわかりました。

もう1度、重複してしまうかもしれませんが、この宿泊税を取ることで、網走市の観光は今後どうなっていくのですか。端的に教えてください。どうしていきたいでもいいです。

○井上博登観光課長 まず、先ほどお話をさせていただいた、まずは課題として、大きなものとして二次交通ですとか閑散期対策という部分がございますので、そういったところに、検討委員会の中でもお話が出ておりますけれども、どこバスの充実ですと

か、あとは外国人観光客の受入体制、そういったものを充実させながら、今ある網走の観光がですね、発展できるよう執り進めていきたいと考えております。

○石垣直樹委員 二次交通対策、閑散期対策がされて、観光業がより盛況になると、盛り上がるというふうに理解いたします。そのための宿泊税であるというふうに理解いたします。

もう1点お伺いしますが、観光課の予算として7,000万が単純に増えるのかなと思いますが、やる事業ですとか、様々、7,000万円分増えてくるのかなと思います。網走市としては、観光課にさらなる人員の増員等、何かお考えなのか。それとも、現状の既になかなか大変な課である観光課のところに上積みで予算が来て事業が増えていくということになるのか、お示してください。

○伊倉直樹観光商工部長 なかなか配置の問題というのは、お答えにくい部分がございます、1つ言えますのは、これらの財源を使って、これまでになかった新たな事業を生み出して、そして経済の循環を生んで経済の活性化をしていきたいというのが本音でございます。そのために、事業というのは増えるというようなことと、もしくは今やっている部分のさらなるかさ上げになっていくと、人員も必要な部分もあるかと思いますが、ただ現状としてはですね、今の体制のままで何とかやっている部分、新たな事業に取り組んで、いい効果を生み出していきたいというふうに考えてございます。

○石垣直樹委員 わかりました。期待しております。以上です。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございませんか。

○深津晴江委員 基本的には、私は、やはり宿泊された方から頂くというのは、基本的には賛成です。懸念としましては、頂いたお金をどのように使うのかということで、今、石垣委員の質問で部長も御答弁いただいたんですけども、御説明いただいたんですけども、条例の第20条で言いますと、今、具体的に幾つかお示しされた部分が、この条例の20条では見えないんですよね。

この第20条、読んでみると、地域資源の磨き上げ、本当に網走、いろいろな資源がありますので、それを具体的にどのようにしていくのかっていう部分と、受入環境の充実ってどういうことなのかとか、今御説明いただいたことと、この20条の使途というところについて、なんかすごく曖昧なような気がしま

すので、なんかそこをもっと具体的、すごく細かくしろと言っているわけではありませんが、条例ですので、もう少し本当に、今観光をどうしたいのか、それに伴って地域をどんなふうに活性化させるのかということについて、わかりやすく第20条を変えてほしい、していく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○井上博登観光課長 条例の中身についてでございますが、具体的な中身については、条例の中身を基に、今後、観光協会等と協議しながら、具体的な策っていうのは予算案で提案していく形になるかとは思いますが、まず、検討委員会の中で挙がってきたものとしてですね、先ほどの大きなテーマとしては、地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり、受入環境の充実という、大きな項目でいくとこの3点が、分野というか、そういった形では挙がっております。

さらに具体的な中身でいきますと、地域資源の磨き上げについては、食文化を生かしたコンテンツの充実、コンテンツツーリズムの創出、各種イベントを通じた誘客促進などに税を活用してはいかがかということで頂いております。持続可能な観光地づくりについては、閑散期の集客対策、デジタルマーケティングと観光プロモーションの強化、観光DXの推進及び観光人材の育成確保、機動的な需要喚起に備えた財源の確保といったところを御提案いただいております。また、受入環境の充実につきましては、こちら二次交通の充実、宿泊施設や公共施設等の受入環境整備支援などに活用していくのがよろしいのではないかとということで、検討委員会のほうでは御意見を頂いておりますので、この御意見を踏まえながら、今後の事業活用については、具体的な策を考えていきたいと思っております。

○深津晴江委員 いろいろと具体的なところが協議会のほうからも提案というのかな、されていらっしゃるということがわかりましたけれども。

それで、基本的には収入で約、今のところ試算としては7,000万円。その中で収めるように、年度年度、何ていうのかな、予算としては次の年になっていくかと思うのですが、何かそんなふうにしきんと、それ以上にならないようにというのでしょうか、収入と支出がちゃんと同等になるようになっていくというお考えでよろしいのでしょうか。観光をいっぱいやっていくと、多分様々な状況、お金がかかってくるかと思いますが、そこら辺はどのように

管理されるかというところを教えてくださいたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 予算全体の話になりますので、令和8年度の予算からになります、今のところ歳入の見積りが7,000万円程度。今回、導入に当たって、検討委員会ですとか市内の観光事業者の皆さんの意見、これは観光課のほうでお話を聞いておりますので、それを受けながら、実際には令和7年度に予算編成を組んでいくこととなります。基本的には歳入に見合った歳出予算を組むという考え方ですが、一方で、なかなか、コロナ禍がありまして、いざというときに支援をしてほしいということもありますし、一定金額を、7,000万を超えるような事業が仮にあった場合には、これは基金を活用して、5年に一遍ですとか、そうした事業を組むという考え方もあると思います。

いずれにいたしましても、まず、具体的にどのような事業をやっていけるかという検討をした上で、予算に当たりましては、それはその基金、今回の宿泊税が仮に8年度から導入して、幾らで予想して、その予算の歳出は何を組んだのか、結果、8年度ですか、決算がどうであったかその残余については適正に、細目と言うのですけれども、基金をもちまして、そこで残高が幾らある、こうしたものを明確にしながら、それは今ここで具体的には答えられないんですが、今申し上げたような方向で、そこはしっかり管理をして予算を組んでまいりたいと思っております。

○深津晴江委員 予算というか、お金のことについては理解いたしますので、なんか税金は、なんかどんなふうに使われているかって、やっぱり市民、国民にとってはなかなかわからない部分がありますので、ぜひ新たな税収入ということと言うと、やっぱり網走市としてはしっかりとその管理、お願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○澤谷淳子委員 それでは、私も条例のことの、これに反対するものは何もないんですけれども、1点だけ確認させていただきたいのが、先ほど名前も挙がっていたんですが、倶知安町とか道より先んじてやっているところもあるということで、そこでは1室幾らという決め方で、だから家族5人でも1室幾らという宿泊税の取り方だったんですね。それで、ちょっと道は1人ということで、ちょっと大変、今対立しているような。意見が合致しないということ

で。でも、当市は、道と市がばらばらだというのはちょっとということのをさっき聞きましたので。ただ、検討委員会の中で、1室幾らというような話とか、試算とか出たということはないですか。

○井上博登観光課長 検討委員会の中では、特にそういった御意見はございませんでした。ある程度、北海道の議論が先行しているところもございましたので、宿泊事業者の混乱という部分は非常に皆さん気にされているところでもございましたので、網走市としては定額制のほうがよろしいのではないかとということで、意見のほうはまとまったところもございます。

○澤谷淳子委員 わかりました。

それで、仮にこの宿泊税があつて、いろいろな外国人観光客とかの環境整備という、市の環境整備ということもあったんですが、駅からバスターミナルまでの長い歩道のところ、冬はガラガラを引っ張る外国人の方が、道路にも平気で、車道をバンバン歩いていて大変危険だったんですね。だけれども、お金はあつても、歩道をまずガラガラを引きやすい、ブロックじゃない平らな歩道にすると、歩道の除雪をこまめにやるとかっていうのは、実際お金があつても厳しいかなとは思っているんですが、適切な対処しながら、そのような細かいところの環境整備なんていうのも年数をかけたらと思いますが、そのようなことの意見はありましたか。

○井上博登観光課長 あまり細かいところの、ちょっとお話まではあまり出ていないところではございましたが、そういった受益を、実際お支払いをしていただく方たちの有益になるように、そこはみんなで知恵を絞って考えていこうというようなお話を頂きました。

○澤谷淳子委員 すみません、細かいことを聞いて。以上です。

○井戸達也委員長 それでは、この件についてお諮りをしたいと思います。

よろしいですか。発言ございますか。発言、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第8号網走市宿泊税条例制定については、大方の賛成者により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

それでは、ここで理事者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時25分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

議案審査の途中ですが、ここでお諮りをいたします。

桂陽高校アプトフォー活性化グループより提出されております、請願第16号アプトフォー活性化のために、フリースペースの設置を求める請願について審査したいと思いますのですが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、今回、請願者より委員会での説明の申出がありますので、説明聴取についてお諮りをいたします。説明聴取することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ありませんので、請願者から説明を聴取することに決定いたしました。

なお、説明の時間は5分以内とします。

請願者は、請願説明席にお着きください。

それでは、請願者の根本さん、説明をお願いいたします。

○請願者 北海道網走桂陽高等学校2024年度課題研究「アプトフォー活性化」グループ根本氏 北海道網走桂陽高等学校3年商業課の根本真希です。よろしくお願いします。

私たち網走桂陽高校3年商業課、事務情報課の生徒8名は、課題研究という授業でアプトフォーの活性化についてをテーマに活動しています。

次のページを御覧ください。まず、仮説です。アプトフォーが活性化すると網走はもっと活性化するという仮説を立てました。

次に、取組の目標です。アプトフォーに直結する新市役所の完成に伴い、より魅力あるアプトフォーにするという目標を立てました。

次に、なぜアプトフォーを活性化させたいのかについてです。1つ目は、網走のイベントごとにはアプトフォーで行われることが多いため、ふだんからにぎわっているほうがいいのではないか。2つ目は、昔のアプトフォーはいろいろなお店が入っていて、若者が集まる場所になっていたのも、それを復活させたい。3つ目は、アプトフォーを活性化させることによって、観光客が増える、観光が売りの網走にとっても活性化につながるのではないか。4つ目は、

活性化によって若者がアプトフォーに集まり、地域のひととの交流が増えるです。

次のページを御覧ください。このことから、私たちはいろいろな取組をしてきました。1つ目は、アプトフォーへの調査です。初めに、アプトフォーの現状を把握しに行きました。そこでアプトフォーの理事長さんとお話をしたところ、店舗の減少、跡継ぎの問題、若者の減少などが深刻で、今後に不安要素が多くあることがわかりました。そこで、アプトフォーを盛り上げるとともに、調査を兼ねてコワーキングスペースでのイベント開催を提案していただき、イベントに向け準備を始めました。

2つ目はイベント開催です。イベントに当たって、本田菓子舗さんに協力していただき、創作商品と私たちが考えたオリジナル商品を販売しました。宣伝を桂陽高校を中心に行ったため、高校生のお客さんが多かったです。それとは対称に御高齢の方、知らずに立ち寄った方の客足は少なく、アプトフォーの現状を肌で感じる機会になりました。

3つ目は、SNSの発信です。私たちの活動を広めるために、Instagramのアカウントをつくりました。アプトフォーのお店のPR動画を作成し、お店に来たことのない人にも足を運んでもらう取組を行っています。現在も毎日Instagramでアプトフォーに関する写真を投稿しています。

次のページを御覧ください。4つ目は、新小清水町役場へ視察です。私たちは、札幌の狸小路にある空き地に目をつけていて、それを目標に活動していました。小清水町に新役場ができたという話を聞いて、実際に見に行ってきました。そこには私たちが目指そうとしていたフリースペースがあって、それを見た瞬間にこれがアプトフォーに必要ななと思いました。

5つ目は、新市役所へ視察です。新小清水町役場を見た後に、網走の新市役所にも行ってきました。目標は、新市役所に何ができるかの把握、自分たちの考えに手助けしていただけることはないかを聞きました。結果は、新市役所の設計は既に決まっています。私たちが提案しても変わらない厳しい状況でした。そのため、アプトフォーの理事長、市議会に提案することを視野に入れて行動していくことに決めました。

6つ目は、新理事長さんと懇談です。アプトフォーの理事長さんが変わったことから、新理事長さんとお話し、フリースペースの提案をすると、アプ

トフォーの人たちでは資金面などにより実現が難しいので、市議会に対する請願を後押ししてくれました。イベントや宣伝など共に盛り上げたいと前向きなお話を頂きました。

次のページを御覧ください。最後は請願です。最後に、私たちの思いを市議会に伝えるために、請願書を提出することにしました。網走の方針を決める市議会で話し合いをしていただくことで、地域の発展に刺激を与えるとともに、フリースペースの設置までたどり着きたいと考えました。下の図は、アプトフォーの場所にフリースペースができたときの未来予想図となっております。

最初のページにお戻りください。よって、以下の2点を請願します。1つ目は、アプトフォーの空き店舗を様々な人が休憩できる「フリースペース」や「勉強スペース」として利用できるようにすること。2つ目は、屋外に札幌の狸小路の「空き地」のような広場の設置をすることです。

よろしくお願いします。

○井戸達也委員長 ありがとうございます。

それでは、請願者退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時34分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

請願第16号アプトフォー活性化のために、フリースペースの設置を求める請願について、委員の皆様から見解をお示しいただきたいと思います。

○小田部照委員 まずはですね、桂陽高校の生徒の皆さん、アプトフォーの活性化というテーマで様々な研究、取組、視察も含めてですね、本当に熱心にやられてきていることに、本当に感激いたしました。御苦労さまです。

そして、高校生から網走市議会への請願という形で、私は議会に入ってから初めての経験でもあります。本当に、若者がまちづくりに参加するんだという行動を表してすばらしい取組だなと感心しているところです。ぜひですね、中身をしっかりと精査して、実現へ向けて議会も動いていくべきなのだと私は個人的に考えておりますが、ちょっと確認、整理したいので、紹介議員がいるのでわかる範囲で構いません。

まず、この1つ目のアプトフォーの空き地店舗を、様々な人が休憩できるフリースペースを利用できるようにしてほしいということなのですが、これ、既

存のナシタですとか、まちなか交流プラザも含めて、そういうところをまた強化するというイメージなのか、また別で、空き店舗を利用してこういうスペースをつくってほしいという中身の要望なのかを、まず1つ整理したい。

あと、網走市役所のほうにも視察に行かれたようではありますが、網走市役所、新しい新庁舎にも、2階のほうにたしかフリースペース、小清水町の役場も視察して、こういうのだというイメージとはちょっと違ったかもしれませんが、そういうWi-Fiも使えるようなスペースが、実はこれもあるんですよ。新しくできることとなっています。その辺も含めて、また新たなフリースペースをつくってほしいという要望なのか。そして、もう1つの空き地の利用ですよ。狸小路、これ多分、狸小路5丁目にある、今古くなった施設を壊して空き地になっているところに人工芝を敷いたりして、ソファを置いたり、椅子を置いたり、時にはイベントをやったりビールをあれしたり、ちょこちょこ若者も集まってスケートボードをやったりとか、僕も拝見して、すごい施設だなと思って気にはなっていたんですが、これも来年の春からは新しい商業施設が建つことになっていて、期間限定の空き地というような、イメージ的には多分そういうことなのだと思います。そういう広場があって、若者やお年寄り、みんなが集える広場があるといいというようなイメージなのだと思います。今網走で、四条通りで考えてみると、そういう広場、空き地っていうのは、何て言いましたっけ、西三プラザ、セントラルホテルの裏の、よくイベント、お祭りだとか開催するような広場、空き地なのだと思います。あれを、要するに人口芝を敷くのがいいのか、今もあずまやとかありますよね。憩いの場として集まれるような整備をするのがいいのかっていうイメージなのかも含めて 紹介議員、わかる範囲でお答えできますか。

○井戸達也委員長 紹介議員、できますか。可能な限りでお答えいただければ。

○古田純也議員 アプトフォー活性化という考えなので、アプトフォーに限り、空きスペースまたは空き店舗の利用という形で、私は受け取っております。

○小田部照委員 すいません。既存の、まず空き店舗、空き地はもうそこしかないの、そこを整備するというイメージだと思うんですよ。まさか空いているテナントを壊して、広場にしろというイメージではないと思うので。

もう1つ、フリースペースのほうなのですけども、今、既存のナシタだとか、まちなか交流プラザ、そして新しい庁舎にも、一部でありますけれども、自由に市民が使えるフリースペース、Wi-Fiも整備されたゾーンというのも設けているんですけども、それ以外に、空き店舗を利用して新たなスペースをつくってほしいというような思いなのか、それとも既存のものを強化して、もっとみんなが利用しやすくしてほしいというイメージなのか、その辺どうですか。

○古田純也委員 私は既存のものを利用するというふうに受け取っております。

○小田部照委員 これはちょっと大事なところだと思うので。今あるナシタ、そしてまちなか交流プラザ、これをもっともっと工夫して、もっと若者でも年寄りでも利用しやすいスペースにするという方向であれば、そんなに難しいことではないと思います、この要望に対して。

新庁舎でもそういうスペースをもっと、もう場所やスペースは決まっていますけれども、ベンチを置いたりだとか、いろいろな工夫はこれからも要望があればできますので、それも含めて、既存のフリースペースについては、強化するようにという要望には、すぐにでも答えられる、次年度から答えられるような範囲であると僕は思っているんですけども。

ただ、新しい空き店舗を、新たにどこが支度するかも含めて、フリースペースを新たにつくるとなると、またちょっとハードルがあるのかなというところなのですけども、紹介議員、この既存のあるものを工夫して利用するというイメージでよろしいんですね。

○古田純也委員 既存のものも、実際使用料がかかったりだとか、そういう面もありますので、その辺の配慮をいただきながら、うまく活用できるようなスペースを望むというふうに私は受け取っております。

○小田部照委員 ちょっとこの文面では、新たなスペースをみたいな話にもなっていましたので、あれなのですけども。

いずれにせよ、きちっと精査して、せっかく高校生の皆さんからこういう請願が来たということで、きちっと議論を進めながら、実現に向けて私は取り組んでいくべきだと思いますので、ぜひ採択していただきたいと思います。

○澤谷淳子委員 私も、先ほど、たった一人で請

願の文章を読み上げていただいて、勇気がいっただろうなと思って、本当にお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。

それで、小田部委員の言うように、高校生もいろいろなと視察して、このように考えてくれたということで、私たち議員も実は、都城市というところに町なかの使い方について視察してきたばかりで、全くこのようなことを実際にやっている町もありました。高校生によってカフェも運営されて、ただ、都城市は、街の中に大丸百貨店跡を使った大きな立派な図書館があって、その図書館が人気過ぎて入りきれない高校生が、自分たちでカフェを運営して、そしてそこでまた勉強をしたり、集うようになったというような話も聞いておりますので、やっていない町はないんだなと思ひながら。

先ほど請願者の方も言うていましたけれども、既に網走市は新庁舎がもう開設の運びになってしまいましたので、ただ、新庁舎も、キャノピーというのでしょうか、何だっけ、テラスというか、その上って何かベンチとか椅子とか置いてあるんでしたっけ。それは新庁舎開設準備室じゃないとわからないですよ。そこもフリースペースで十分、皆さんが冬は寒くて外には出ないかもしれないんですけども、新庁舎も少しそういうスペースが増えていたり、今言うように、既存のナシタや交流プラザとかも、もうちょっと交流プラザ、明るくきれいにしてくれればいいなと前から思っていたんですけども、そういうようなことも検討はできるなと思いました。

以前、石垣委員が、あそこの下水道、大下水が下に走っているから、なかなかちょっとその有効スペースを整備しづらいという話は聞いたんですけども、それも含めて、市のほうに検討していつてもらいながら、みんなが利用できるような、ちゃんと環境整備っていうか、若い人も立ち寄れるようなところにしていければいいなと思ひまして、ぜひ採択をしていいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございませんか。

○深津晴江委員 高校生さんが本当にこのように請願を出して、そこに行き着くまでには、大変な御苦労とか、ほかの方たちのいろいろな協力があつて請願を出されたと思いますので、基本的には採択というふうに考えております。

この請願の内容を見ますと、場所をつくれればいいのか、というところなのですよ。場所でしたら、既存の、あとは新庁舎の一部を使っていくというこ

とでよしとするのか。あと、取組の目標を見てみずと、より魅力あるアプトフォーにするというところですので、場所を作れば魅力的になるとは私は考えておりませんので、場所を作った上で、じゃあ高校生さんを始め、いろんな市民の方たちが活性化に取り組むというところまで考えていらっしゃるのかなというふうには思うんですが、まずは場所をつくっていかないと企画していくというのは難しいかと思しますので、基本的には採択をお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○松浦敏司委員 私も長いこと議員、26年ほどやっていますが、高校生がこういう形で市議会に請願を上げるっていうのは、私も初めての経験です。非常に立派な発言でもありましたし、ここで請願の全文、あるいは記の中で2つ書いてあります。大変苦勞し、現地もしっかり見ながら、そしてこの請願をつくり上げたんだというふうに思っておりまして、非常に関心をしているところです。

やはり大事なことは、この請願の中で言っている内容を市がしっかりと受け止めると。我々議会もしっかり受け止めると。そしてそれを、全てがやれるとは思いませんけれども、この中で今やれること、それから中期的、長期的にやれることなども含めてしっかりと考えていく。そういう意味でこの請願を生かしていくべきだというふうに考えますので、私はこの請願には大いに賛成であります。

以上です。

○立崎聡一委員 桂陽高校の皆さん、本当に御苦勞さまでした。ここまで来るのは大変だったと思いますし、いろいろな方の本当にお力を借りたんだろうなというふうに思います。書かれていることも、本当に大いに今後網走の町をどうしていきたいのかっていう思いは伝わってきますので、この請願自体は採択という方向で考えております。

ただ今後、先ほど深津委員もおっしゃっていたとおり、場所ができればそれで活性化につながるのかといったら、そこはちょっと違うんだろうなというふうに僕も思うのはあります。ただ、せっかくここまで頑張ってきたということに関して言えば、そこはもう本当に敬意を表するものであり、今後、桂陽高校の皆さんも一緒になって、私たちと一緒にまちづくりの方向性をいろいろと考え、もちろんそこには行政も絡んでくるでしょうし、いろいろなところの人たちのいろいろな意見が出てきて、どういった形にしたらいいのかというのがもっと具体的

に多分出てくるとは思うのですが、議論していく必要があるんだろうなというふうには思います。

取りあえず、採択ということでいきたいと思います。

○井戸達也委員長 採択という意見でございますけれども。

○山田庫司郎委員 皆さんも言われているように、本当に御苦勞さまだというふうに思います。

桂陽高校の皆さんにはですね、議会報告もさせていただいて、何か親しみがある感じがしますし、今回も立派に説明も含めてされまして、これからの網走のまちづくりを担ってくれる期待もさせていただきたいなと、こんなふうに思うわけですが。

今回の請願について、当初、小田部委員からちょっと確認含めてありましたけれども、既存に、新しい庁舎の中にもスペースができますと。町の交流プラザも一ついろいろな意味で、この間も、あったかよじょうのときにも桂陽高校の皆さんが来てですね、物も含めて売っていただいている経過もありますし、あとナシタという施設もある。それと、野外のスペースでいえば、西三プラザの話も出ていました。これも、西三プラザをもう少し改修して、いいスペースにプラザ、集合場所みたいな形にしていくのも一つかなと思います。

ただ、新たにやっぱり、今空いている店を購入して借りるなりして、そこを改修してスペースをつくるのか。それとも、今ある既存の施設をいろいろな形で、改修も含めて再利用していけばいいのか。ナシタの利用料も、やっぱり高校生に対しては非常に高いような話も聞いていますから、安くすればまたいいのかとか、いろいろな角度からちょっと議論させていただいて、アプトフォーがやはり活性化をするという視点で頑張っていただいていますから、その視点を私どももしっかり受け止めて、どういう形でこれから進めばいいのか、しっかり私たちも含めて議論をさせていただきたいと思いますが。

まず市長に、請願を採択して、市長のほうにこれを提出させていただいて、ぜひ市のほうでも前向きに検討いただく流れをつくっていくべきだというふうに思いますから、ぜひ採択をしていただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

○石垣直樹委員 桂陽高校の皆様、本当にお疲れさまでございました。

授業で行ったのかもしれませんが、成果物

として網走市に請願を出されたと。高校生のときからこのように町の課題に取り組み、高い意識を持っているというのはすごくいいことだと思います。桂陽高校のOBとしても、うれしく思います。

ただ、議員の皆様からは厳しい御指摘等もございました。しかしながら、これらは議論を重ねることによって解決できることだと思います。また、皆様の考え、思いは私たちも十分共有しております。同じ方向を向いて一緒に取り組んでいけるかだと思います。ここから先は、私たち大人の議員の、そして行政の仕事となるのか、それとも桂陽高校の皆様と一緒に進んでいくのか、どうなっていくのかはまだわかりませんが、まずは、この請願をしっかり網走市議会として採択して受け止めるという段階では、採択で考えております。

○井戸達也委員長 それでは、お諮りをいたします。

請願第16号アプトフォー活性化のために、フリースペースの設置を求める請願については、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで一旦、請願の審査から、議案の審査に……失礼いたしました。

経過及び結果の報告を請求するか否か、これについても皆さんにお諮りをいたしたいと思いますが、請求するという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

それでは、請願第16号については終了といたします。

続きまして、議案の審査に一度戻ることとなりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

議案の審査を続けます。議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、農業振興費、農業者サポート事業補助金について説明を求めます。

○古田孝仁農林課長 それでは、議案資料1号の6ページを御覧願います。

令和6年度一般会計農業振興費、農業者サポート事業補助金について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、農業者への支援を目的とする本事業につきまして、当初の想定を上回る申請がありましたことから、補助金を追加補正するものでございます。

2の補正額でございますが、（1）歳出及び（2）歳入ともに380万円を新たに追加補正するもので、財源は全額がふるさと寄附基金の繰入金でございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○深津晴江委員 確認させてください。

補正前の予算で、何件というのでしょうか、法人なのか、いろいろあるかと思うんですが、使われていて、今回の想定を上回る申請ということですので、どのぐらいがプラスで申請されているのか教えてください。

○古田孝仁農林課長 当初予算では900万円ということで予算計上させていただいております、補助金のスキームといたしましては、最大30万円を上限としておりますことから、30件というところでございました。

実際申請がありましたのは、全部で件数では48件ございまして、それで、補助金の額といたしましては1,280万円でございますので、それを割った額になるのでちょっと……30万弱というか、20万台後半ぐらいのおおむね皆さん最大限の事業を活用していただいた件数で48件ということでございます。

○深津晴江委員 それで、やっぱり使っていただくのは大変ありがたいなというふうに考えているんですが、具体的な内容というんでしょうかね、どのように御利用されているのかというところを教えてくださいてもよろしいでしょうか。

○古田孝仁農林課長 補助の対象としている取組ごとで御説明させていただきますと、農業DX関係といたしまして19件。主な内容といたしましては、自動操舵システム13件、あとドローンの購入が3件、あとGPS付きのコンバイン等の購入などでございます。

あと、講習会等の技術取得……すみません。カーボンニュートラル経費といたしまして、畜舎照明のLED化が1件。あと、雇用労働確保といたしまして、求人アプリ広告に取り組むということで、それが1件。あと、家畜伝染病予防経費といたしまして、畜舎に石灰塗布したというものが1件。

あと、鳥獣害防止経費といたしまして、こちらが鹿を寄せつけないような、商品名になりますがハイパー鹿ソニックが15件。あと電気牧柵の設置が9件等で、全体で25件。

その他といたしまして、畜舎にミスト、酷暑対策としてミスト機能を設置したというものが1件。合わせまして48件という内容でございます。

○深津晴江委員 様々なところで使っていただいているということで、少しでも農業者の方が有効に使えるというところでは、大変うれしいなというふうに思いますので、理解いたしました。

○井戸達也委員 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係分は全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

午前12時00分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号中、建築総務費、住環境改善補助金について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料1号の7ページを御覧願います。

令和6年度一般会計建築総務費、住環境改善補助金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。本補助金は、住環境の改善を目的とし、市民が住宅の改修を行う場合にその費用の一部を助成するものであります。予想を上回る申請が見込まれることから、次の経費を追加補正し、併せて北海道の補助金が追加配分されたことに伴い、財源補正を行おうとするものであります。

経費使途は、住環境改善工事費にかかる補助金で、金額は400万円を計上するものであります。

補正額であります。補正前の額が3,800万円、補正額が400万円、補正後の額が4,200万円となり、財源内訳につきましては、道補助金が686万9,000円となり、一般財源が286万9,000円の減となるものであります。歳入予算は記載のとおりであります。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。質疑

ございませんか。

○澤谷淳子委員 それではまず、これまでのエアコンとかもみんな入っているのかもしれないんですけども、実績と今回の追加の分は、やはり工事費の10%、3万円上限とか、そういう内容もちょっと教えてもらってもいいですか。

○小原功建築課長 11月末現在の申請実績であります。全体で786件で3,755万5,000円の補助となっております。それで、今回の補正の400万円の額についてですが、9月に補正をさせていただいたときには予想できなかったんですが、夏以降にですね、窓の断熱改修の補助を申請される方が大きく増えまして、それらの方の対応分ということで、400万円を追加要望させていただいているところでございます。

○澤谷淳子委員 その窓の断熱改修も、工事費の10%、3万円上限でよろしいでしょうか。

○小原功建築課長 工事費の10%で、一般世帯は上限10万円ですが、子育て世帯は20万円、空き家改修は30万円などのタイプ別に上限額は決めています。

○澤谷淳子委員 それではこれ、持ち家の方というか、その住宅なのですけども、例えば、貸家になっている大家さんが、貸しているんだけど、窓の断熱とかやってあげようというのも、大家さんも借りことはできるんですか。

○小原功建築課長 本補助金の対象は、自己所有で、自己で居住されている方を対象としております。

○澤谷淳子委員 ちょっと言い間違えました。わかりました。ありがとうございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 非常に利用が多いということは、いいことだというふうに思います。

それで、今ちょっと、窓の整備をすることによって件数が増えたというお話がありましたけれども、きっと国の補助で事業をやっているおうちもあると思うんですが、この事業は、国の補助は補助と、そして市の補助は市の補助ということで、これはダブルで補助対象になるということで確認させていただいていいですか。

○小原功建築課長 現在、国のほうでは、先進的窓リノベ2024事業というのをしております。本市の本事業につきましては、国費を財源として入れてございませんので、国費が入っても市の補助は重ねて取れるということでございます。

○山田庫司郎委員 わかりました。非常にいいこと

だと思います。

ただ、ちょっと細かいことでお聞きしたいのは、例えばですね、100万お金が工事費かかりますと。これ国の補助が約半分ぐらいある事業もあるので、50万補助が出ましたと。そうしたら100万に対して市は補助を考えるのか、国の補助をもらった後の残額に掛けて補助をするのか、その辺どうなのでしょう。

○小原功建築課長 工事費の額に10%ですので、今の例でいきますと、100万円に10%が市の補助になります。

○山田庫司郎委員 わかりました。ありがとうございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分は全会一致により可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

ここで暫時、理事者入れ替えのため休憩いたします。

午後1時06分休憩

午後1時07分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第11号公の施設の区域外設置及び利用に関する協議について説明を求めます。

○木村篤史上水道課長 議案資料30ページ、資料9号を御覧ください。

議案第11号公の施設の区域外設置及び利用に関する協議について、御説明をさせていただきます。

1の提案理由ですが、大空町の公の施設を網走市の区域内に設置すること、及び網走市の公の施設を大空町の住民の利用に供することについて、地方自治法第244条の3第1項及び第2項の規定により大空町から協議があったため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の大空町が設置する公の施設は、網走市の導水管の分岐部から大空町内への連絡管及びこれに付随する施設でございます。設置の場所は記載のとおりです。

3の大空町が利用する公の施設は、第1水源地及びこれに付随する施設、第3水源地及びこれに付随する施設、第1、第3水源系導水管の水源地から大

空町分岐までの区間及びこれに付随する施設でございます。施設の場所は記載のとおりです。

4の設置及び利用の目的ですが、水道施設の共同化により大空町への原水の供給を行い、女満別地区の水質改善及び相互の経営効率化を図るためでございます。

5の原水供給の概要につきまして、2ページ後ろの概要図を御覧ください。この概要図は、網走市と大空町女満別の水道の概要を図に表わしたものです。まず、網走市の現状ですが、藻琴山のみもとにあります第1、第3水源地では、そのまま飲めるとても良質な水が1日当たり1万2,000トン湧いています。そのうち1万トンを桂町浄水場に送っておりまして、2,000トンの湧き水が現在余っている状況です。市内への水道水の供給は、現状の1万トンの流入量で十分余力のある状況でして、給水人口が減少していく将来的な予測からも、1万トンから増加することは考えにくい状況となっております。

次に、大空町女満別の現状ですが、女満別地区の水道水は井戸の地下水を原水としており、この水を昭和浄水場で処理して水道水を供給しています。資料にも記載しておりますが、原水としております井戸水の水質の問題から、水道水として処理する際に多くの薬品を使用するなど、高い維持管理費が課題となっており、利用者からも水質改善を求められているというのが現状となっております。今回の原水供給は、こういった課題を改善するために大空町から協議を受けて進めているものでございます。

次のページが原水供給の概要です。内容としましては、網走市の導水管と女満別の昭和浄水場を連絡管で結び、昭和浄水場に第1、第3水源地の原水を供給できる仕組みを整備するものです。このことにより、昭和浄水場で井戸の原水と第1、第3水源地の原水を混ぜ合わせて処理することが可能となり、その効果として維持管理費の縮減と水質改善が見込める内容となっております。

大空町への原水の供給は令和12年度の開始を目標としており、供給量は1日当たり1,000トンを計画しています。水源地での流量が1日当たり1万2,000トンですので、供給後も桂町浄水場への1万トンの流入量に変化はなく、市内への排水には影響しないものと考えております。

資料前のほう、2ページ前の位置図を御覧ください。先ほど説明した原水供給の概要を地図に記したものです。図の右側が水源地がある藻琴山、左側が

網走市内になります。第1、第3水源系の導水管と女満別の昭和浄水場を結ぶ連絡管は、緑色の破線になります。分岐箇所は黄色い丸で記した箇所で、現在新しく入れている導水管から分岐する計画となっています。赤線で記した新しい導水管の区間は、令和9年度に供用を開始する予定となっております。大空町への原水供給に当たり、第3水源地から分岐箇所までのピンクの線で記した区間が、網走市と大空町が共同で利用する区間となります。

資料のほう、最初のページに戻っていただきたいと思います。続いて6の経費の負担ですが、大空町が設置する施設の建設に要する費用は大空町の負担とし、大空町が利用する施設の建設及び維持管理に要する費用の負担については、計画流量比により大空町が網走市に負担金として支払うものとなります。

7の今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明に対し、質疑等がございますでしょうか。

○深津晴江委員 私自身も、大空町の町民さんから水質が悪いというふうにお話を聞いたことがありますので、網走市に影響がないのであれば、いいことなのかなというふうに基本的には考えています。

それで、大空町さんのこの井戸水と、網走から上げて昭和浄水場へということなのですが、それで水質改善は見込めるということで、大空町さんからの協議があったのでしょうか。

○木村篤史上水道課長 委員おっしゃられたとおり、その水質改善を求めて大空町から協議があったものでございます。

○深津晴江委員 これは大空町さんのことなのかもしれませんが、ちなみに、余っている部分、網走が余っている分を分けるということになると、大空町さんとしては、その井戸水とパーセントとしてはどのぐらいの比率になっていくのでしょうか、というのがわかりであれば教えてください。

○木村篤史上水道課長 大空町の担当者から伺った話によると、大体大空町の平均的な排水量が1日1,600トンというふうに伺っておりますので、原水を供給した場合には、そのうち1,000トンが網走の原水を使用することとなるというふうに伺っております。

○深津晴江委員 それでは、半分以上というか、か

りの割合で供給できるということだというふうに受け止めました。

それで、結果的に原水を分け与えるというところなのですが、網走市への、何ていうのでしょうか、収入というのでしょうか、工事費に関しては、建設とか維持管理に関しては大空町ということなのですが、何でしょうか、網走市に入ってくるお金というのが存在するのかどうか教えてください。

○佐々木修司営業経営課長 資料のほうの6番、経費の負担というところにも記載しておりますけれども、建設にかかる費用については、全て大空町さんのほうで負担した上で進めるということですので、あと維持管理費等につきまして、この図で示しましたピンクの区間の部分を、網走市と大空町で共同で使用していく形になりますので、この区間にかかった建設費の減価償却費を計画流量比で割りまして、その分を負担していただくのと、あと維持管理費、若干かかりますので、その分につきましても計画流量比で負担していただくというような計画で今協議を進めているところでございます。

○深津晴江委員 この6番の経費の負担というところは理解しているつもりなのですが、今一度、その計画流量比というところについて御説明いただけますか。

○木村篤史上水道課長 資料概要図の最後、原水供給をしたときの概要図を見ていただきたいと思います。ですが、原水供給した場合ですね、その第1、第3水源地から網走市は1万トンの流入をして、大空町へは1,000トンで、合計1万1,000トンの原水が流れるわけですが、その比ですね。なので、1万1,000トンに対しての1,000トンということで、11分の1を大空町に負担していただくというふうに考えております。

○深津晴江委員 じゃあそれでは、もともとの原水の比率を負担してもらいますが、概算で構わないんですが、幾らぐらいになるか想定していらっしゃるでしょうか。

○佐々木修司営業経営課長 令和12年度から令和31年度までの20年間の平均で試算している数値になりますが、原価償却費、維持管理費を合わせまして、約年350万程度の負担になるかというような試算の内容になってございます。

○深津晴江委員 大空町さんが、今お示しいただいた金額は、大空町さんから網走市に負担してもらうという金額ということ、理解いたしました。

大空町さんともいろいろな関係性をつくっていくためには、必要なもの、あるものは分けてあげるという考えで賛成と言うのでしょうか、いいかと思えますので、理解いたしました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと私頭が古いもんですから、よく理解できない部分があります。つまり、大空に1,000トン水を分けるということなのだけれども、その1,000トンは、いわゆるトン当たりいくらでこう分けるとかっていうことではないんですか。

○佐々木修司営業経営課長 今回、分水というような形ではなくてですね、施設を共同化するっていうことで許可を得ているような内容になりまして、分水ってなりますと、供給区域の中に大空町も含めて、しないと水道法上ちょっとできないということで、そうした場合、参考に釧路市と釧路町なんかの関係でも、釧路町の一部は釧路市の給水区域内に入っております、釧路市に上水道料金を支払うといったような形を取っていますので、原水じゃなくて上水を分けるという形になりますと、そういった形で、大空町の分を網走市の給水区域の中に入れて、網走市の給水区域として給水すれば、同じような料金を頂くことはできますが、今回はそういう形ではなくて、ピンクの区間の施設を共同で利用するんだという形の内容になりますので、そこにかかった建設費相応分として、原価償却比を基に算定、また維持管理費もかかっている分を基に算定した形で負担をしていただくかというような内容になっております。

○松浦敏司委員 理解できました。いわゆる私の頭のイメージは、能取簡水のような形になるのかなと。そうしたら、一定の金額的に高い料金を払って買わせていただくということがあるので、そういうイメージだったんですけれども、そうではないということが理解できました。

それで例えば、あまりないんだろと思いますがけれども、網走でどうしても1万2,000トン必要になるというようなことがあるかもしれない。その場合、この大空町に対する水の分け方というのはどんなふうになるんでしょう。

○木村篤史上水道課長 今後ですね、大空町と具体的な協議を進めていくのですが、今担当レベルで話しているのは、大空町の施設はそのまま、何ていうのですかね、井戸もそのまま残しますし、施設もそのまま残すということなので、量が不足して困っているわけではなくて、質の改善を求めてうち

から1,000トン欲しいということをおっしゃっていますので、仮にうちが必要な場合はですね、大空町への流入量を減らしたり、もしくは停止することも協議の中に入れて進めていく、そういうふうにお考えしております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、もう1つ聞こうと思ったのは、あれ、忘れちゃった。後で担当課に聞きます。ちょっと、ど忘れしました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 再確認になるかもしれませんが、ちょっと図面を使って聞きたいのですが。

ピンクのところが、今後、大空に給水した場合については、維持管理費として計画流量比で案分した中で、約350万という金額を聞きましたけれども、この金額が発生しますよと、こういうことですね。

それで、この緑の点線は大空が施工するということで、ここに書いています。それと、ピンクの線がですね、新たに既設の導水管の位置が変わって、下に動いてきています、赤い点線と水色の点線が今度新たな導水管の設置位置になるんだと思うのですが、これは、今回の、大空に給水をするために導水管の位置を変更したということではないんでしょうね。

○木村篤史上水道課長 今委員おっしゃったとおり、大空町の分水のためにこの位置にしたわけではなくて、もともと導水管の更新事業で、この位置に予定していたものでございます。

○山田庫司郎委員 それでわかりました。

新たに導水管を造るときには、畑よりは例えば道路の敷地の中に入れようとか、いろいろと工夫されてですね、設置位置についても計画を変えながら施工してきているというふうに思いますから、それがこの地図上に表れたんだっていうふうに理解をさせていただいて、大空が施工する緑色の点線だけが、これが大空が建設費を負担して施行しますと、こういうことではないんですか。

それで、ピンクの共有部分が約20キロぐらいということで、ここに延長的に書いていますから、これが年間350万。それと、松浦委員からも質問がありましたけれども、要するに給水料金、水を供給するので、そのお金ということは対価として求めないということで、維持管理費だけということで整理させていただいていいんですよね。

○佐々木修司営業経営課長 原価償却費も入ってい

ますので、広い意味では維持管理費ですが、建設にかかった部分の負担と、それと通常の維持管理にかかる費用という形でございます。

○山田庫司郎委員 ですから、水の代金はもともと、原水、これあれですけども、僕、ただで東藻琴から来ているんだと思いますけれども、そうですよ。だから、これにお金、大空からもらうということには、もちろん流れとしてならないと私も思うので。先ほど説明あったように、給水区域に指定すれば料金としてもらって、大空が、それきつとまたもらうんだとは思いますが、そこをうちらはタッチできませんが。いや、わかりました。水の代金は、給水の料金はもらわないと。

それで、減価償却を含めた維持管理費を計画流量で案分した中で、今後もらっていきますと。だから、金額がまた下がっていく可能性があるんでしょ、減価償却も入っているということは。そうですよね。

○佐々木修司営業経営課長 今後、建設事業、仮に導水管のほうに何かしら建設費がかかるとかっていうのも含めて、費用については計画流量比でというふうに考えているところでございます。

○山田庫司郎委員 大空町さん、東藻琴もそうですけれども、お互い上下水道の関係では本当に協力し合っている私は自治体だと思っています。それで、もっと早く相談がなかったのかなと思うぐらいなのですが、こういう時期になったら、それはそれとしてですね、やっぱり協力できることはやっぱり最大限に協力して、お互い損しないような形、ウィンウィンの状況がいいと思いますから、その辺だけ整理させていただいて、対応していただくのが私はいいいかなというふうに思います。

○松浦敏司委員 思い出しました。山田委員が質疑していて思い出したんですけども、要するに、もともと水は大空町東藻琴と。昔で言えば行政区は別でしたけれども、もともとそこのお水を頂いているといいますか、という状況なので、そういう意味で、当然、今回そういう形で供給するというのはいいことだし、お互いに協力し合うという点では、友好を深めるといってもいいですし、下水道とかも含めて、そういう点では大空との関係がよりいい関係になっていくことにもつながるだろうと思いますので、理解いたしました。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第11号公の施設の区域外設置及び利用に関する協議については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

○井戸達也委員長 次に、報告第1号令和6年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分報告について、説明を求めます。

○高井秀利選挙管理委員会事務局長 議案資料34ページ、資料10号を御覧願います。

令和6年度一般会計衆議院議員選挙費の補正予算に係る専決処分報告について、御説明いたします。

1. 補正及び専決処分の理由及び内容でございますが、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査が令和6年10月27日に執行されるため、この予算措置について緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。補正内容は資料の表に記載のとおりで、総額2,691万5,000円となっております。

次に、2. 補正額であります。〔1〕歳出予算に記載のとおり、財源は全額、道委託金となっております。

次に、3. 専決処分年月日であります。令和6年10月1日付で専決をしております。

以上で説明を終わります。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

報告第1号令和6年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分報告については、全会一致により報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

それでは、ここで理事者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時32分再開

○井戸達也委員長 それでは次に、「核兵器禁止条約締結国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書提出要請について、皆さんの御意見をお示しいただきたいと思っております。

○松浦敏司委員 これは私ども議員団が提出させて

いただいたのですが、御存じのように、核兵器禁止条約、失礼。日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したということでもあります。遅いくらいかなというふうに思いますが、しかし、やはりこのノーベル委員会は、被爆者の草の根の運動に対して、核兵器のない世界の実現に尽力し、核兵器が二度と使われてはならないことを証言を通じて、示してきたというふうに評価をしております。

日本は世界で唯一、戦争で被爆した国ということですから。しかし残念ながら、日本政府はこの核兵器禁止条約に、締結に同意していません。署名も批准もしていないということです。ただ、やっぱり多くの方々から、せめて与党の公明党からも、せめてオブザーバー参加をというふうに求めているように、今まさに日本政府として、せめてオブザーバー参加をすべきだというふうに私も思いまして、ぜひこの意見書、要請について皆さんの御同意を頂きたいということで、お願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○井戸達也委員長 それでは、皆さんから発言を求めます。

○澤谷淳子委員 このオブザーバー参加ということで、今回この意見書のほうは、私も採択でお願いしたいと思います。

やっぱり核兵器廃絶は、本当に皆さんの願うところなのですが、やはりアメリカとの、その日本との安保の条約のある関係で、現実路線として進めていくプロセスに、これが大変必要となってくると思いますので、オブザーバー参加を求める意見書を採択でお願いいたします。

○深津晴江委員 この日本原水被爆者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したということは、本当に世界がこの被爆、核兵器禁止というところについて、応援して、応援というのかな、支持しているというふうに考えています。ぜひ本当に、唯一の被爆国である日本が、この会議に出席しないということ自体が、私としてはやはり信じられないというふうに思いますので、本当にせめてオブザーバー参加からでも、まずは行ってほしいという、私も思っておりますので、採択でお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。採択という御意見、御見解を示されておりますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

不採択等の御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。

「核兵器禁止条約締結国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書提出要請については、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、企業団体献金の全面禁止を求める意見書提出要請について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 これも私ども提出させていただきました。

これは、さきの衆議院選挙での最大の争点というふうになって、国民の審判も下されたということで、今、国会でもこの問題が大きな議論になっているということで、まだ自民党のほうはなかなかすんなりと認める状況にはありませんが、しかし、多くの政党は企業団体献金の禁止というのを唱えているということでもありますので、ぜひこれは採択してほしい。

特にこの日本には政党助成金というのが出されている。この政党助成金がつくられる今から30年前に、これは企業団体献金を禁止するというのを前提に、このいわゆる政党助成金というのができたはずなのです。しかし、それが、後送りにされて、企業団体のパーティー券を売るといようなことも残ったりして、結局二重取りという形がずっと続いているということでもありますから、やはり本来の姿に戻すという意味でも、ぜひ企業団体献金の全面禁止を求める意見書に、御賛同いただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言を、お願いいたします。

○澤谷淳子委員 これについてはですね、別にこれに反対とかというよりも、今、政府のほうで第三者機関にしっかり議論してもらって、それに決定した部分にしたことについては、各政党はもう真摯にそれを尊重していこうということで、今ちょうどこれが第三者機関に検討、議論してもらおうと決まったばかりなので、松浦さんの言ったことはよくわかるんですけども、ちょっと継続にさせていただきたいなと思います。

それで、1つだけ私、自分が悩むのでいつも思っていることをちょっとだけ言わせていただきますと、

この共産党さんが請願とか意見書とか出してくるのって、国に直接自分たちで言えることですから、議会の一致をもって本当にやらなければいけないことなのかなというのがいつも私は悩むんですよ。それで、自分の所属している党の考えもやはりどうしてもあるので、共産党さんはばんばん言うてくるんですけども、それは本当に市議会として一致させて、意見書を出さなければいけないものなのではないかというのを、ちょっと疑問がありつつ、いつも答えているので、それをどうこうしてって今日言っているわけではないんですけども。

一応、これは継続でお願いします。

○松浦敏司委員 今の澤谷委員の意見、なぜ出すのかというようなことですが、意見書っていうのは、その自治体の議会が判断して、そして国に対して、このようにしてほしいという要望を出すわけです。

だから、そういう意味で、国に対して改善をしてほしいということを、私どもは網走市の市議会に同意を求めて、その同意になったことについては、国に直接届くという形ですから、いわゆる民意なのです。民意を反映させるためにこういう制度があるので、これは全く問題のないことだというふうに思いますので、これからも私たちは努力をしていきたいと思います。

○井戸達也委員長 他に。

○山田庫司郎委員 私もですね、この企業団体献金、今、国会の中でも議論になっていますし、今回の選挙の結果を見れば、多くの国民がこういうことを求めていると。政治をやっぱり新たに、きれいにしてくださいという、やっぱり私は有権者の声だというふうに思っています。

そういう意味で、国会の審議がなかなか前に向いて進んでいませんから、見極めたいという気持ちも1つわかりますし、第三者委員会にというお話もありましたけれども、私はやっぱり国会です、第三者委員会に委ねてもいいですけども、国会で当たり前のことは決めていくべきだと私は思っている1人なのですが。ですから、ぜひ、個人献金と企業献金は同じでしょうという言い方をされる総理大臣もいますけれども、やっぱりそれは全然趣旨が違いますし、それをもらうことによって、何かがゆがめられることがないようにしなければいいんだという話もありますけれども、必ず私はくっついていくもんだというふうに思いますから、そういう意味では、この企業団体献金については、絶対やっぱり禁止を

していくと。

この流れはやっぱり変えてはいけないと思いますし、先ほど話あったように、二重取り、政党交付金かな、1人275円だか何ぼですけども、出しているお金を議員の数によって交付しているわけですから、そのことをするからこれはやめましよう、という話になっていたのが、何にも触れないでもう30年たっているのです。ここは、国民に対して私は約束を守るべきだというふうに思うところも含めて、これについては速やかにやめるべきだというふうに思います。

それと、澤谷さんから、私、率直な悩みだというふうに思います。過去の委員会でも、私たちのほうから出したあれについても、それは国会であなたたちの政党がやれることじゃないという話もありました。それはそれです。それで、この請願や陳情というのは、最終的に網走市の議会としての意見書に、採択になれば変わっていくわけですから、これは私たちが代表している多くの市民の声だというふうに、私は、裏を返せばなるわけなので、網走市民の多くはこういうことを願っているんだということを国会に物申すという意味で、意見書は採択になれば必要だというふうに思いますので、何も心配することはないと思いますし、ここで議論してですね、採択すべきものはしていくべきだというふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございませんか。

○石垣直樹委員 様々な議員からお話があったが、この問題に関しては、本当にいい加減にしてほしいというのが個人的なところでございます。

この書かれた全文に同意できるわけではありませんが、政治改革は早急に必要なことだと思います。国民が政治、政治家に愛想を尽かしている状況だというふうに痛く感じているところですので、まずはこの政治とカネの問題を解決するべく、この件に関しては採択をお願いします。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございませんか。

○立崎聡一委員 この件に関しましてなのですけども、うちの会派でもいろいろお話がありまして、正直なところを申しまして、やはりきちっとすべきだという人と、そうじゃないという人の意見が分かれていたのも事実でございます。これ、うちの会派でまとまった答えとしましては、継続ということで一定の着地は見せたところであります。

というのは、いろいろ政治と金という、企業献金、個人献金の話もあります。で、何ていうのでしょうか、

実際、これ受け手側、要するに、頂いた側って言ったら変な話なのですけれども、そちらのほうの責任がきちとなされていなかったんだらうなというふうに思います。国民の皆さんにもきちとそこは説明して、責任を、説明をしてきちと示しておけば、何も問題なかった話ではないのかなというふうに理解もしますので、第三者委員会という話もありますけれども、ここはいきなり不採択というわけではなくて、継続してやはり様子を伺って、状況を見守っていきたいというのが、うちの会派の意見でございます。

○井戸達也委員長 他に。

○山田庫司郎委員 もし委員長の御了解を頂ければ、議員間討論、ちょっとしたほうがいいかなと、ちょっと思ったんですが、いかがでしょうか。

○井戸達也委員長 申出でしょうか。議員間討論の申出ということで。わかりました。

○山田庫司郎委員 いや、今、立崎さんから会派の意見ということで出ましたけれども、議論ちょっとさせていただきたいのは、様子ももう少し見たいと、こういうお話でしたけれども、私たちは、私はですね、やっぱりこの企業献金をもらうことによって、何かがやっぱりゆがめられているからおかしくなっているんだっていうふうに思いますし、今回のやっぱり裏金問題も、この献金が私は発端だっていうふうに単純に思っているところもあるので。このやっぱり、基本の部分を変えないと、やめなかったら、また同じことが、抜け道を必ずつくりましますから、法律というのは。

ですから、きちとここはもうもらわないと、禁止だということを明確にうたうべきだというふうに思っているんで、様子を見るどころか逆に国会に、私は物申していくべきだ、あの地方議員の立場ですけれども、議員として同じ立場で、やはり私は、意見を言うべきだと、意見書を出すべきだというふうに思うんで、ここちょっと議員間討論をさせていただいたんですが、立崎さんも1歩踏み込んで、会派の皆さんももう1回再考していただければと、こんなふうに思いますけれども。

○立崎聡一委員 議員間討論ということで、山田委員の意見も、わかりました。ということで、持ち帰るという意味でも、やはりこれは継続しなければ、私1人の意見で賛成、不採択ということはこの場では申し上げられませんので、大変申し訳ないですけれども、継続ということで御了承願いたいなとい

うふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

企業団体献金の全面禁止を求める意見書提出要請については、継続という取扱いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出要請について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 これも私どもが要請をさせていただきました。

文章にあるように、以前から国連は日本に対して求めているわけです。日本も1985年に批准したんです。さらに1999年に条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めたと。女性差別撤廃条約選択議定書は、国連の総会で決議採択されたわけで、2000年に発効したということでもあります。

しかし、なかなか日本の政府は、この女性差別撤廃条約を批准したか、意味での推進という点ではなかなか進んでいないと。世界の中でも非常に遅れている状況が続いているということでもありますので、ぜひこれは早く、他の先進地のように、女性を差別しない、そういう国になるべきだというふうに思いますので、ここにちょっと書いていますが、日本は146か国中118位というような状況がありますので、これはぜひ皆さんの同意を得て、国にしっかりとこのことを求めていくべきだというふうに考えるものですから、ぜひ御同意いただければというふうに思います。

よろしくお願いします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○澤谷淳子委員 こちら、今また松浦さんの質問で、説明でありましたけれども、わかりやすいところでいうと、今この議場も3人の女性議員しかいなくて、やはり政治分野への参画というところも改めてほしいなというのも思いますし、こちら、私も採択をお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○深津晴江委員 この女性差別っていうところが、きっと、多分そこが理解されていない部分があるの

かなと思うんですね。考えとしてはわかっているけど、実世界ではやはりいろいろな不具合、生じています。

私、個人的にも、様々な女性だからというところで、不利益を被っているところは多々感じているところがありますので、ぜひこの意見書については採択でお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言がございますか。

○石垣直樹委員 これは非常に難しいんですね。ちょっと勉強させていただきました。

御説明にもあったとおり、女性差別撤廃条約には批准しておりますと。批准というのは、条約に対する国家の最終的な確認と確定的な同意です。女性差別撤廃条約に批准したけれども、選択議定書には批准していないですよ。この選択議定書に批准をすると、個人通報制度と調査制度が適用されてしまうんです。これがそうなるとうどうなるかというと、日本の司法において、女性差別撤廃条約を裁判に適用しなければいけないことになるんです。また、国や地方自治体も、差別された個人を救済するための方策を取らなければいけないですとか、いろいろ制度が変わっていくんですね。

特に、司法の場においては、選択的夫婦別姓、今進めておりますが、夫婦別姓を司法の場で認めないという判決が出ると、女性差別撤廃条約の違反になってしまうんです。そのように、民法を変えなければいけないですとか、様々な制度を変更しないと、整合性が図れないんですね。日本の国際法のさらに上に国際条約が来ちゃうので、日本の法律の上に、更に上に国際法が来てしまうので、今まで培ってきた法治国家の日本の仕組みをいろいろと変えなければいけない。これは本当に大変なことだと思います。恐らく、ほかにも要因があると思うんですけれども、女性差別撤廃条約には批准したけれども、選択議定書に批准しない国は3分の1あるとここにも書かれておりますね。

ですので、これは国が、今政府が、男女共同参画基本計画をつくって進めておりますので、そちらを推進していくべきかと考えますので、不採択でお願いします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

現時点において、採択3名、そして不採択が1名ということになります。取りまとめをしてしまってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ということでございますので、この女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな基準を求める意見書提出要請については、継続という形を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのような、そのように決定をいたします。

意見書が採択されておりますので、これらを確認するために、一旦、暫時休憩したいと思います。

午後1時55分休憩

午後1時58分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

意見書案の内容を、確認していただきたいと思います。

まず、請願第16号のアプトフォー活性化のために、フリースペースの設置を求める請願については、委員長名により委員会として本会議に上程し、請願の提出先は、地方自治法第125条の規定に基づき、市に提出することに、次に、「核兵器禁止条約締結国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書提出要請については、委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程し、請願の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定するというので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

以上をもちまして、総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後1時59分閉会